

第11期新宿区環境審議会 (第4回)

平成29年1月19日(木)

新宿区環境清掃部環境対策課

第11期新宿区環境審議会（第4回）

平成29年1月19日（木）

本庁舎6階第3委員会室

1 議題

- 1 新宿区まちづくり長期計画骨子案（新宿区都市マスタープランの見直し骨子案及びまちづくり戦略プラン骨子案）について
- 2 第三次環境基本計画 基本目標体系案について
- 3 基本目標4 安全・安心・快適な生活環境の確保に関する施策について
環境清掃部 ごみ減量リサイクル課まち美化係長
環境清掃部 環境対策課公害対策係長
- 4 基本目標5 多様な主体の環境活動と環境学習の推進に関する施策について
環境清掃部 環境対策課長
- 5 各委員からの意見交換
- 6 その他
- 7 事務局からの連絡事項等

2 配付資料

- 1 第三次環境基本計画 基本目標体系案
- 2 新宿区まちづくり長期計画骨子案
- 3 参考資料 パワーポイント説明資料

○審議会委員

出席（14名）

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	野 村 恭 子
委 員	安 田 八十五	委 員	崎 田 裕 子
委 員	亀 井 潤一郎	委 員	福 井 榮 子
委 員	原 田 由美子	委 員	千 田 政 明
委 員	齋 藤 親 子	委 員	大 島 弥 一
委 員	小 畑 俊 満	委 員	桑 島 裕 武

委員 柏木直行

代理者 岡野弘和（山本委員代理）

欠席（2名）

委員 勝田正文

委員 中臺浩正

◎開会

○会長 皆さんどうもおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第11期新宿区環境審議会第4回目を開催したいと思います。皆さん方、お忙しいところありがとうございました。いつものように、いろいろご意見等も、その間にもいただきまして、またそれを糧に今日審議会で議論するというようなことになっていると思います。どうぞよろしく願いいたします。

◎事務局説明

○会長 では、最初に、本日の環境審議会委員の出欠状況、事務局からご報告をお願いいたします。

○環境対策課長 おはようございます、皆さん。

本日ご欠席の連絡をいただいておりますのは、勝田委員と中墓委員です。それから、本日、山本委員の代理として岡野様に出席いただいております。委員16名中13名の方、ご出席ということで、審議会規則による定数を満たしておりますことをご報告いたします。

それから、環境清掃部長の柏木が途中で中座させていただきますことをご了解いただきたいと思います。

報告は以上です。

○会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の資料の確認でございます。同じく事務局お願いいたします。

○環境対策課長 本日の資料につきましては、事前に郵送させていただいておりますが、本日お持ちいただいている委員はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

資料の確認をさせていただきます。まず次第でございます。

それから、資料1として、第三次環境基本計画の基本目標体系案、A3のカラーの横開きのものがございます。

次に、参考資料として、基本目標案、4・5の具体的な取り組み内容に対する委員の皆様の見解をここでまとめさせていただいております。

最後に、新宿区まちづくり長期計画骨子案、水色の冊子ですが、こちらもお持ちでしょうか。こちらお持ちでない方いらっしゃいますか。手を挙げていただけますでしょうか。職

員がお配りしますので。

(挙手する者あり)

○環境対策課長 水色の冊子は行き渡りましたでしょうか。

それから、本日、まちづくり長期計画の骨子案、基本目標の4、5につきまして、担当からご説明いたしますが、説明に使用しますパワーポイントを印刷したもの、パワーポイントの説明資料として一つにしております。この中にホッチキスどめで4部入っておりますことをご確認いただきたいと思います。

資料につきましては、以上でございます。

最後にマイクの使用方法ですが、皆様の前に置いてありますマイクの、発言されるときは要求の4を押してください。赤く点灯してマイクがオンになります。発言を終わりましたら、終了のボタンの5番を押していただきたいと思います。マイクがオフになります。

事務局からは、以上でございます。

○会長 では、次に本日の進行について説明をお願いいたします。

○事務局 事務局のほうから、進行について説明させていただきます。

本日は、最初に新宿区まちづくり長期計画骨子案について都市計画課からご説明し質疑応答を行います。まちづくり長期計画は、見直しを行う都市マスタープランと新たに策定するまちづくり戦略プランで構成されています。都市マスタープランは、新宿区総合計画の一部を構成しており、環境基本計画の上位計画に当たるものとなります。

続きまして、環境基本計画の基本目標案4及び5の事業実績等について環境対策課ごみ減量リサイクル課より説明し、質疑応答を行います。

環境対策課の説明が基本目標の案4及び5にまたがりまますので、質疑応答は基本目標5の説明が終わってからまとめて実施させていただきます。

委員の皆様には、既にご提出いただいている基本目標案4及び5の具体的な取り組み内容に対するご意見と本日の説明や質疑応答の内容を含めてご議論いただきたいと思います。

説明は以上です。

○会長 それでは、本日の議事に入ります。

◎新宿区まちづくり長期計画骨子案（新宿区都市マスタープランの見直し骨子案及びまちづくり戦略プラン骨子案）について

○会長 それでは、本日の議事に入ります。よろしく願いいたします。

次第の1、新宿区まちづくり長期計画骨子案について、都市計画課からご説明お願いいたします。

○まちづくり計画等担当副参事 皆様おはようございます。都市計画部のまちづくり計画等担当副参事の竹内と申します。どうぞよろしくお願いたします。

お手元の資料で、新宿区まちづくり長期計画骨子案の資料をお手元にお持ちいただきながら画面も見ただけであればと思います。よろしくお願いたします。

まちづくり長期計画の策定に当たりましては、審議会の委員の皆様にも、昨年5月ご意見等をちょうだいいたしまして、そういった中から策定を進めていったところでございます。

このたび、新宿区の都市計画審議会で、11月に骨子案としてまとめていただいたというところでございます。

その上で、現在、パブリックコメントを昨年実施しまして、その対応をさせていただいているというところでございます。

まちづくり長期計画の枠組みからまずご説明させていただきます。

先ほどもございましたが、まず都市マスタープラン、現在平成19年に策定されてございますが、都市マスタープランは、新宿区の場合は、基本計画とあわせまして新宿区の総合計画として策定されているというところでございます。今回、都市マスタープランの見直しにあわせまして、新たに黄色の部分ですが、まちづくり戦略プランを加えまして、まちづくり長期計画として策定していくことを今考えているところでございます。

このオレンジの部分ですけれども、都市マスタープラン、都市計画の基本的な方針を示してございますが、平成19年12月に策定させていただきました。この間の10年間のこの間社会情勢等の変化等を踏まえた見直しを行うというところでございます。そして、新たに策定するまちづくり戦略プランを加えまして、まちづくり長期計画としていきます。

そういったことで、さまざまなまちづくりの主体が連携しながら、まちづくりを計画的戦略的に推進するといったところをねらいとしています。

また、計画期間はおおむね平成29年から平成39年の10年間で予定しているところでございます。まちづくり戦略プランにつきましてはおおむね5年ごとに検証いたしまして、必要に応じた見直しを行っていくということを考えています。

まず、都市マスタープランの見直しの骨子の部分についてご説明させていただきます。

見直しの背景と、あとまた見直しに向けた取組みというところでございますが、先ほどもお話しさせていただきました、この間の社会経済情勢等の変化、大きな自然災害とか、土

地利用・人口等の変化といったものを調べたというところもでございます。

また、中段にございますが、現行都市マスタープランに基づく取り組みといったものを実績として調べました。

また、下段にあります区民の意向調査というところでございますが、区民の方へのアンケート調査、また事業者へのアンケート調査、そのほか、審議会の委員の皆様から、また町会・自治会等の皆様からもご意見などをいただきまして、こういったものを踏まえた見直しを行ってございます。

その上で、見直しの視点・方向性というところを示させていただいてございますが、方向性の部分、特にこの間見えてきたところと言いますと、防災、また観光、ユニバーサルデザイン、そして環境の視点を強化するといったところでございます。

また、2点目としましては、この間の区内各地でのまちづくりの動きといったものを反映させているというところでございます。

都市マスタープランの見直し骨子の構成といたしまして、都市マスタープラン、大きく3章で構成されています。

まず1点目が、「めざす都市の骨格」という章、そして、2番目が、「部門別まちづくり方針」、こちらは、都市計画に関連する分野別の総合的な方針を示すものになってございます。また紫の部分ですが、「地域別まちづくり方針」でございまして、こちらは、区内を10カ所の地域、こちらは各地域の出張所の管轄区域を基本とする地域ごとの総合的なまちづくりの方針を示しているというものになってございます。

まず、大きな部分で、1章目、「めざす都市の骨格」という章がございます。こちらにつきましては、将来の都市像、こちら現在の都市マスタープランでも、「暮らしと賑わいの交流創造都市」と示させていただいてございますが、こちらについては、引き続き継承するというところでございます。その上で、「めざす都市の骨格」の考え方を示してございまして、現在の都市マスタープランはこの緑色の部分3つまでを示しているんですが、新たに2つ加えます。1点目が、「災害に強い高度な防災機能を備えた新宿を創っていく」というところ。またもう1点が、「世界とつながる国際都市“Shinjuku”を創っていく」といった2点を加えてございます。また、将来の都市構造という、都市の骨格を示してございまして、こちらは、後ほどまたご説明させていただきますが、という「心」、「軸」、「環」というのを定義してございまして、こちらにつきましても、上段の「めざす都市の骨格の考え方の見直し」を踏まえまして、来年度策定する素案の中で見直しを行っていくという

つくりになってございます。

次に、部門別まちづくり方針についてご説明させていただきたいと思います。

今回の見直しに伴いまして、従前7部門、分野ごとの方針を示していたんですが、新たに8番としまして、「環境に配慮したまちづくりの方針」というものを新たな部門に追加、新設させていただいてございます。その上で、各方針につきましては、内容の見直しを行っているというものでございます。

本日は、この中でも一番ベースとなります「土地利用の方針」と、新たに新設いたします「環境に配慮したまちづくりの方針」の見直しの方向性についてご説明させていただきたいと思います。

まず「土地利用の方針」ですが、見直しの視点・方向性といたしまして、国際観光都市といたところを挙げさせていただいてございます。国際観光都市の拠点整備の推進というところございまして、土地利用の方針、現行の都市マスタープランは（1）から（4）の4方針を示してございましたが、新たに国際観光都市の拠点整備の推進といった方針を追加してございます。

次に、新設いたします「環境に配慮したまちづくりの方針」でございます。都市計画に関してもエネルギー利用の効率化の推進等についてといったところを求められてございます。省エネ、低炭素などの取り組みといったところから、持続可能な都市づくりが必要というところで、4つの方針で構成してございます。

まず1点目が、「エネルギー利用の効率化を推進するまちづくり」、また2点目が、「ヒートアイランド対策を推進するまちづくり」、3点目が、「資源環境型のまちづくり」、4点目が、「誰もが快適に過ごせる都市空間づくり」となっております。

そして、新たに策定いたしますまちづくり戦略プランの骨子案についてご紹介させていただきたいと思います。

まず、このまちづくり戦略プラン、今回新たに策定いたしますが、目的といたしましては、都市マスタープランの実現に向けて区内全域と各地域の課題に対して各まちづくり主体の取り組み、また方策を示していきたいというふうに考えてございます。

このまちづくり戦略プランは2つの章で構成されていまして、まず1点目が、課題別戦略といったところでございます。もう1点がエリア戦略で構成してございます。

課題別戦略につきましては、区全域を対象とした重点的な取り組みを示していくというところでございます。重点課題として、新宿の高度防災都市化と安全安心の強化、もう1点

が賑わい都市・新宿の創造といったものを挙げてございます。

もう1点がエリア戦略でございますが、こちらは、区のまちづくりを先導するエリアとして、まちづくり推進エリアというものを新たに設定しまして、そのエリアごとに戦略を策定したいというふうに考えてございます。今年度策定する骨子では、まちづくり推進エリアの設定の考え方などを示してございます。

初めに、課題別戦略の骨子のご説明をさせていただきます。

まず1点目の重点課題、新宿区の高度防災都市化と安全安心の強化といったところにつきましては、戦略のaからcの3文で構成してございます。

まずaといたしましては、「建物の安全安心の強化」、戦略bとして、「地域の防災性の強化」、戦略cとして、「防災体制の強化」といったものを示してございます。

もう1点の重点課題、「賑わい都市・新宿の創造」こちらにつきましては、戦略dから戦略fを示してございまして、まずdとしまして、「国際観光都市の推進」、戦略eとしまして、「愛着と誇りを持てるまちの拡充」、戦略fとして、「持続的に発展する都市の推進」を示してございます。

次に、エリア戦略でございます。

先ほどもご説明させていただきました。まちづくり推進エリアの設定というものを今後行っていきたいというふうに考えてございます。

まず、このまちづくり推進エリアを設定に当たっては、先ほど都市マスタープランのところでご説明させていただきましたが、「心」、「軸」、「環」に位置づけられている地域、またはその周辺地域を対象にしていきたいというふうに考えてございます。

「心」、というものを位置づけているんですが、こちらにつきましては、新宿区内の駅、または駅の周辺地域を「心」として位置づけてございます。また「軸」につきましては、都市計画道路、また幹線道路等の沿道を「軸」として位置づけてございます。また「環」としましては、新宿区の外周部を流れる神田川、妙正寺川、また7つの都市の森といったところを「環」として位置づけているものでございます。

そして、まちづくり推進エリアにつきましては、先ほどの「心」、「軸」、「環」、またその周辺地域を対象にして、かつこの3つの項目に適合するエリアを今後選定していきたいというふうに考えているところです。

まず1点目が、地域の魅力の向上や人の交流のネットワークが拡充するなど、周辺地域への相乗効果が期待できるという点でございます。また、2点目としましては、まちづくり

主体による地域の課題解決に向けた動向といったところ、また3点目として、具体的な基盤整備、まちの状況の変化と進捗といったところを踏まえながら選定していきたいというふうに考えているところです。

最後に、策定の進め方といったところをご紹介します。

現在、骨子案につきましてパブリックコメント等を実施が終わりまして、今後、この2月に都市計画審議会のほうから骨子の答申をいただく予定でございます。その上で、来年度4月以降、先ほどエリア戦略につきましては、その設定の考え方に基づきましてエリアの設定というものを行う、またその上でエリア戦略の原案というものを策定しまして、地域に説明会を実施したいというふうに考えてございます。それを踏まえまして、まちづくり長期計画の素案をまとめまして、本年の8月から9月にかけて、また素案に対するパブリックコメント、地域説明会を実施したいというふうに考えてございます。そして、ことしの12月の策定に向けて今取り組みを行っているというところでございます。

まちづくり長期計画のご説明につきましては、以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。

では、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。

○崎田委員 どうもありがとうございます。

総合的につくっておられるということで、全体を把握できました。どうもありがとうございます。それで、環境審議会の場ですので、地球温暖化対策などを踏まえた総合的なところを一つお伺いしたいんですけれども、今、私、政府のほうの長期計画づくりに参加しておりますけれども、今2030年はマイナス26%ですが、2050年はマイナス80%、そして今世紀末にはCO₂プラスマイナスゼロというのが今世界で取り組んでいる方向性なわけですが、そうすると、こういう地域開発をするときの、例えば街区開発に関して、そういうエネルギーとか上下水道、廃棄物、そういうものを考えた総合的な戦略を立てて開発していかないと、こういう長期のものには対応できないというふうに盛んに言われているわけですが、そういうことに関して、どういうふうにビジョンを持っておられるか、今日のご説明の中には入ってなかったもので、ぜひその辺をどういうふうにこの中に込めてご検討されているか、お話しいただければありがたいなというふうに思いました。よろしくをお願いします。

○会長 はいどうぞ。

○まちづくり計画等担当副参事 お手元の水色の冊子の23ページの部分をごらんいただきました。いんですけれども、今回、環境の部門を都市マスタープランのところに新たに新設するところ、特に、例えば23ページでいきますと、3-8の方針の部分の(1)の方針がございますが、エネルギー利用の効率化を推進するまちづくりといったところで、例えば、この丸の4つ目等に市街地再開発事業等の大規模建築計画に徹底した省エネルギーを検討して、高断熱化、再生可能エネルギーの導入等と、こういったところを位置づけさせていただくことで、区内で大規模な開発をやられる際に、開発業者に都市マスにしっかりこういったところを明示することで誘導していくといったことを期待しているところがございます。

○会長 はい。

○崎田委員 ありがとうございます。

それで、今エネルギーということでお話ししましたが、そういう街区ですと開発の際に循環の分野であったり、緑とか水辺とか、そういう総合的なものをきちんと要求事項として開発業者さんに出していくという、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○まちづくり計画等担当副参事 はい。

○崎田委員 わかりました。ありがとうございます。

○会長 ほかの方でいらっしゃいますか。

はいどうぞ。

○亀井委員 今、少子・高齢化で人口がどんどん減っていますね。一方政府では、地方創生というようなことを話していますね。そうすると、将来の人口配分がどういうふうになっていくかよくわからないんですが、そういう中で、新宿区は、先ほど50年、100年という話ししましたけれども、そうじゃなくて30年、50年、この辺のあるべき姿、あるいはどうなってしまうんだろうという姿を描いてバックキャストしてこういう計画を立てていくという方法をとっています。それで、そのあるべき姿をどう考えています。

○まちづくり計画等担当副参事 この都市マスタープランのさらに上位の部分に、新宿区で基本構想というものを定めてございます。その想定期間が現時点だと平成37年、これから10年というところが今一番新宿区で考えている大きな構想の部分でございまして、今回の都市マスタープランに関しましては、まずその基本構想の計画期間の中での計画というところ、まずは計画期間は29年から39年の10年間にしようといったところで計画してございます。その上で、さらに先といったところ、こちらの骨子の

ほうにも資料編というものをつけさせていただいてまして、将来の人口の推計というものは新宿区のほうでもやらせていただいております。そういったところで、人口でいきますと、平成42年ぐらいまではまだ人口は増加していくという見込みが区内のほうでは、そういったところで今考えているところでございます。

○会長 はい。

○亀井委員 ただ、政府がいろいろな方針を出しますよね、それで地方をもっと活性化しなきゃいけないと、そうすると地方を活性化するには人をやっぱり送り込まなきゃいけないですよ。そうすると、都市集中のこの人口の今の形態がかなり変わらなければ、そういう方向にはいかないと思うんです。そういう状況が、今後、10年、20年後に実際どうなるのか、その辺を背景にバックキャストしなきゃいけないと思うんです。その辺の背景が今の言われた新宿区の人口がこうなるよというのが本当に信用できるのかどうか、政府の方針とは違うんじゃないかなと、こういうふうにも思うんですから。

○会長 いかがでしょう。

○まちづくり計画等担当副参事 委員からのご意見もいただきながら、素案作成のときにいろいろと検討させてはいただきたいというふうには考えてございます。

なかなか難しいところもあるかなというのもあるんですけども、先の先となると、といったところはあるんですけども、検討していきたいというふうには考えています。

○会長 ありがとうございます。

安田委員。

○安田委員 非常に緻密によくできていると思うんですが、基本的な考え方の点で、国連なんかが最初出した「Think Globally Act Locally」という言葉がございます。「Think」、考えなさいと、「Globally」、地球規模で考えて、そして「Act」というのは行動しなさいと、「Locally」というのは地域で、地元でということで、そういう視点から、今回ののは、やっぱり地球環境問題、特に今地球温暖化問題がマスコミレベルで率直に言ってきちんと伝わっていない点があるわけです。かなり深刻な状況だと専門家は言っているわけです。ですから、その辺を、新宿区の場合地域なので、なかなか地球規模の環境問題という点では非常に難しいとは思いますが、やはりこれを正面から受けとめて、新宿区という基礎的自治体として、どう基本的な視点で取り組んでいくかという、そういう戦略ですね、ストラテジー、戦略をやっぱりばしっと最初に出す必要があるんじゃないかというのを今日伺っていて感じましたので、その辺。

逆に、今度はグローバルなストラテジックな地球規模での戦略的なものは仮にあったとしても、日常的な地道な、毎日の生活、生産、そういうものにどうつなげていくのかというのが全然ないと、これはやっぱり問題ですので、逆にそういう視点から具体的な提案を出していただきたいなというふうにお伺いして感じていたわけです。

それと、もう一つ逆に、よく言われていたのは、「Think Locally and Act Globally」という言葉があるんです、これを逆にした言葉です。それは、目の前の、例えばごみ問題、私はレジ袋問題なんかよくやっているんですが、レジ袋を今3,000億枚使っているわけですが、そういう問題を解決するためにも、実は地球規模で行動していく必要があるという視点です。そういうような基本的な問題の長期総合計画の基本的な理念というか、方法論、この辺を明示的に出してもらいたいほうがよいんじゃないかと私感じたんですが。

以上でございます。

○会長 何かご意見はございますか。

○まちづくり計画等担当副参事 ご意見ありがとうございます。

今回の見直しの中でも、都市計画審議会のほうでもそういったところで現行の都市マスタープランについては、国際都市という視点がまだ弱かった、10年前はまだ少なかったというところで、今回の見直しについても、グローバルの視点というのを盛り込んでいきましょうというお話、今議論にはなっているところでございます。そういったところで、先ほど都市マスタープランでもめざす都市の骨格という一番大きな都市マスの中での一番理念的なものを示す部分には、グローバルの視点というのを入れましょうというところを示させていただいているのと、それと先ほどのローカルでしたっけ、地域的なところのお話からすると……

○安田委員 ローカリー。

○まちづくり計画等担当副参事 ローカリー、ネットワークの視点というところも議論になっていまして、より地域と地域をつなげていくような何か方針を今後素案の中で示していくようなことを今ご議論いただいているところでございます。

○会長 ほかに何かご発言なかったかな、何かありますか。

私、どうしてもお話ししたい点があるんだけど、地区計画、これ大事な部分だと思うんですが、資料の7と8というところにいろいろ今までの実績が書かれていますけれども、これ、目的は何なんですか。どういう成果が出てくるのかということです。地区計画を指定して、行政を続けることによって。

○まちづくり計画等担当副参事 地区計画につきましては、都市計画法の制度でございまして、まずあるのが街並み誘導型といったところがございます。地域の特色に応じた計画を策定することで、例えば土地の高度利用を図るべきところにつきましては、都市計画法で指定されている容積より建てる建物を、例えば空地を設けるとか、そういったことによることで容積率を少し上乘せるとか、そういったような制度もございます。

また一方で、良好な住環境を保全するような地域に関しましては、大きな開発ができないような形の計画、例えば敷地の細分化を防ぐようなものを規制をかけたりとか、そういった地域の特性、特色に応じたものができるような制度になってございます。

そして、特にそれぞれ新宿区の場合は、各地域の方々のご意向を踏まえながら、こういった地区計画といったものを策定しているというところでございます。

○会長 そうですか。

緑地の保全ということで、よくやられるケースもそれを取り囲んで指定して緑を残すと、落合みたいなどころね。それで、そういう保全型の緑の保全というか、そういったことにも十分意義があるというふうには思われています。そうですか。

それで関連して、新宿にはないんだけど、ずっと気になっていたんだけど、緑地協定が、これはどこの役所というか、役所区分で何かになるのか知らないんだけど、一応都市計画だと思うんです。それで緑地協定を今まで指定してないですね。

○まちづくり計画等担当副参事 そうですね。

○会長 理由みたいなことを聞きたいんですね。

○まちづくり計画等担当副参事 緑地協定、確かに多分新宿区内でも聞いたことがないので、私自身もないとは思っていますが、その理由等としては今のほうで把握していないので調べさせていただこうかとは思いますが、すみません。

○会長 私、今、やっぱり二、三十年前から、それをずっと調べて、例えば千葉市なんかだと、全国で一番、今でも最近のデータを見たら、やっぱり全国で断トツで170カ所、面積的には608ヘクタール指定されて、緑を存続していくということが公と民とあわせてやっているんです。それで、全国でも1,700カ所、それから区部だと世田谷でも5カ所やられているケースがあって、ご承知のように新開発をやるようなときに一人協定（建築協定）で、そういうことを指定しやすく、存続しやすくなっているんだけど、既存のそういう市街地においても、千葉市の場合だと、住民のそういう協力で緑を包めるように、いろいろ約束をつくってやっているんです。最近の区部、どこでもそうなんだけども、新宿区あたり

もばんばんばんばんただ開発をやられていて、草木見えるのは植木鉢ぐらいの感じになってきちゃっているんですね。ものすごい貧弱な街並みになっていきますよ。何にもストックのないような、それでせつかく、だから今までであったようなのは残さなきゃいけないし、ものすごい努力が必要だと思うんですね。そういう高層住宅をつくるのもいいんだけど、現在あるそういう市街地、それから住宅地、それをいかに守っていくのかというのはもっと大変だと思うんです、つくるよりは。そういうものに対するエネルギーというか、千葉市なんかの場合でも本当に専属のスタッフをつけて、部長なんか毎日これを追っかけて歩いて、そういう家に行ってお願ひしたり、いろいろアクションを起こしたりして、その努力で今の千葉市があるわけです。だから、新宿はゼロなんです、こういう緑化協定に続く緑地協定、新しい法律は。だから、これ大問題なんで、これは公園というよりも都市計画にあたると思うんです。今後、いろいろ研究していただけないでしょうか。

○まちづくり計画等担当副参事 会長、どうもありがとうございます。

区にも大規模な開発、ある一定程度の開発を行う場合は、緑化というのは義務づけというのは行ってはいるんですけれども、恐らくまだまだ足りてない部分ももしかしたらあるのかもしれないので、そういったところも踏まえながら、今年度は骨子としてまとめますが、来年度は素案として、より具体的な取り組みというのを入れていきますので、そういった際にはご検討させていただきたいというふうには思います。どうもありがとうございます。

○会長 よろしくお願ひいたします。

どうぞ。

○野村副会長 会長の意図が伝わっているかどうか、それから崎田委員とかがおっしゃっているのもそうなんですが、我々環境の立場から見た場合のまちの、いわゆる都市計画というのは骨格、面的なもので、大きな骨格を預かるプランなので、ヒートアイランドですとか、それから省エネルギーとか、CO₂の問題というものを都市計画の中で担っていただけると、その中で緑地の協定という個々の街並みの中で、ちゃんとやることは、例えばヒートアイランドにも連動することであつたりとか、まちの大骨格の中でクール化するということができるといふ姿勢がちゃんと、本当に計画の設計する側の方が思想として理解されてやっただけしているのかと、というのも、細かく一つ一つが1対1の施策が、またその下に細かくしていただくと、全然有機的につながらないんです。環境の面と都市計画は連動性がありますし、今、先生がおっしゃった会長のも、それから崎田さんのおっし

やっているものも、今、さらに委員の方がおっしゃっているのは、大骨格でやれる都市計画のところではしっかりやっていただかないと、環境でできるところというのは地域の住民の取組みのソフトの活動であつたりとか、あるいはハードの何々の設備入れたら、新技術入れれば何かなるとかって、そういう問題だけで対処するものではないので、大きい20年間、30年間、50年間という都市づくりの預かっていらっしゃる計画のところではやっていただきたいということが恐らくおっしゃっていただいているという理解なんです。各論じゃないんです、大骨格でやっていただきたいということなんです。補足でした。

○まちづくり計画等担当副参事 副会長どうもありがとうございました。

今回も可能な限りこの分野ごとのところで横串を入れていくような形で今はつくっていきうという形で議論は進んでいるところです。

○会長 ほかにございますでしょうか。

はいどうぞ。

○齋藤委員 各論になっちゃうと思うんですけども、空家対策っていうのを新宿区でどのぐらいやっていらっしゃるのかなということ、それから未利用地とかどういうことを示しているのかとか、そういうことで、もし、もっと強い権限で、空家対策なんかやもば、そういうところが緑地にいずれはなっていくのかなというふうに思ったんですけども。

○まちづくり計画等担当副参事 今、委員からいただいたところのご質問なんですけれども、空家につきましては、今年度区のほうで空家の実態調査というのを区内全域をもう全部調べて、調査を行っています。その上で、この都市マスとも並行するんですけれども、来年度、平成29年度に空家対策の計画というものを策定するような形で今進めているところがございます。

それと、今、委員さんおっしゃる未利用地というのは空き地みたいなところがございますかね、そういったものも、今回の空家の調査の中で、そういったものを調べていますので、その空家対策計画といったところで具体的な方針、取組みというのは示していくことにはなろうかと思えます。

○会長 時間もかなり経過してきた

お忙しいところどうもありがとうございました。

○まちづくり計画等担当副参事 いろいろご意見いただきましてありがとうございました。

また、

○会長 では、どうありがとうございました。

◎第三次環境基本計画 基本目標体系案について

○会長 では、次第の2で、第三次環境基本計画の基本目標体系案について、事務局から説明をお願いいたします。

○環境対策課長 委員の皆様、資料1のA3横判のものをごらんください。

本日は、下のほうで赤枠くくっておりますが、基本目標4と5、こちらのほうの取り組み内容につきまして皆様のご意見をいただきたいと考えております。

まず、今回は、基本目標の体系案をまとめたもので皆さんからご議論をまたしていただきたいと考えております。

それから、本日、事務局のほうから提案をさせていただきたいのですが、基本目標の4、こちらは「安全・安心・快適な生活環境の確保」ということで目標を立てております。こちらにつきまして、庁内のほうから安全・安心という文言にしてしまうと、環境基本計画に治安対策も含むのかと誤解される恐れがあるという意見がありました。そこで、委員の皆様にご提案させていただきたいんですが、「安全」と入りますと、やはり治安の問題、あるいは防災の問題、危機管理の問題というところが強調されるというような考え方もありますので、この環境基本計画からは「安全」という言葉を抜きまして、例えば「安心して暮らせる快適な生活環境の確保」、「安心して暮らせる快適な生活環境の確保」と修正させていただきたいと考えておりますが、これいかがでしょうか。

会長よろしくをお願いいたします。

○会長 どうも理解しにくいようなところもあるような質問、難しいご質問だと思いますけれども、何か、ご意見ございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。

○亀井委員 実は、私は、この4-1、4-2じゃ足りなくて4-3というのをわざわざつくったんです。それはなぜつくったかというのと、それは今のお話のとおりなんです。4-3は、安全・安心のまちづくりで、災害と、それから犯罪ですか、これを取り上げたんです。でも今おっしゃられる話の中では、犯罪は対象には入らないと、ここでは、というお考えのようですね。これ、犯罪は今じゃどこで取り扱っているんですか。

○環境対策課長 区役所の中では、危機管理課、犯罪については警察になりますけれども、警察と連動を取っているのは危機管理課でございまして、例えば、歌舞伎町の客引き行為とか、そういうところで今や取り組んでいるというところがございます。

○亀井委員 これ、犯罪を入れちゃまずいんですか。

○環境対策課長 犯罪を、入れますと、環境という面、こちらは環境清掃部でやっておりますが、危機管理課のほうの対策と区別がつきにくくなるということが庁内からの意見でございます。

○亀井委員 実は、私、犯罪対策について少し疑問を持っているんです。それは犯罪というのは原因論と、それから機会論、この2つの考え方がありまして、我々が普段進めているのは犯罪マップ、要するにどこで犯罪が起きたかというマップをつくったり、防犯カメラをつけたりという機会論を対象にいろいろお話しさせて、あるいは検討しているケースが多いと思うんです。それで原因論については、余り我々の耳に聞こえてこないんです。原因論というのは、例えば犯罪を犯した人は、なぜ犯罪を犯すような人間に育ったんだろうかとか、あるいは一度刑務所に入った人は、外に出てまたすぐ犯罪を起こす、なぜそういうことになるんだろうかと、そういうような背景が我々の耳に入ってこないんです。そういうことで、もしかしたらこれはそれを検討するセクションがないのかなと思ひまして、それで私は、ここにわざわざ4-3ということで項目を設けて意見を述べさせていただいたわけです。

そういうことで、非常に不十分、内容的には不十分だったからこういうことをしたわけです。それについては、これからちゃんとカバーができると思いますか。返事ください。

○環境対策課長 原因論ということでございますと、例えば、今、温暖化の影響で異常気象が発生して大雨が降るとかということがございます。その原因から来て、新宿区内で水が氾濫する。下水管が破裂するというようなことが想定されますけれども、そちらのほうの対処につきましては、やはり防災のほうを担当している危機管理課のほうで担当していくということでございまして、そこまで環境分野が踏み込むと、なかなか境界線が見えにくくなるのかなというふうに感じております。

○亀井委員 環境対策課が何もやらなくてもいいんですよ。でもほかにちゃんとやるところがあれば、それはそれで構わないんです。その辺が見えないから、僕はこういうことを言っているんです。

今、男女共同参画法というのがありますね、私は、あれについては、何もあんなもん法律で決めないで、自然に成り行きに任せちゃいいと思っているんです。それで、ひどい親対策というのが、実は原因論として非常に重要だと思っているんです。今、それを誰が一体調査し、検討し、対策を立てているのか、それが全然見えないんです。だから問題にして

いるんです。

○会長 どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

それで、今、安全のところも重要ではないかというご意見がありまして、とつても広げ過ぎるとなかなか大変なところはあるかもしれないんですが、例えば適応計画のような、いわゆる気候変動による災害発生が多発するようなまちで、どう適応していくかという適応計画を今つくるというような方向性もありますので、全て環境から外すというのもまた少し流れが違うかと思いますので、私としては、例えば回復力のあるレジリエンスなまちづくりという視点での災害リスクに対応することとか、そういうときのためのエネルギー自給体制や食料、避難体制の確保とか、やはりある一定のものはここに残したほうがいいのではないかと思います。そういう内容の議論は、後ほどだと思しますので、タイトルとしては、ほかの部署とのすみ分けという意味でしたら安全を取って、安心がきちんと残っていれば、議論ができるというふうに考えていただければ、安心という言葉でそういう話し合いを継続させていただければいいのではないかという気持ちもしております。よろしくお願いたします。

○会長 はい。

○亀井委員 安全があつて安心があるんじゃないですか。安全を取って安心だけではこれ文章になりませんよ。

○会長 安全・安心、なかなかこれ難しい言葉だと思うんですよね。それで、以前からこの辺については、議論も何度かやったことあるんですけれども、やっぱり機械的なもので計測してどうこうといった場合には「安全」という言葉は必ず使わなきゃいけないと。けれども、なかなか計測しにくいような場合なんかだと「安心」という言葉で、それを包んであげないと成り立たないと。なかなか用語としても難しいんで、いろいろなご意見もありましたし、そのまま使わせていただきたいと思うんですけれども、課長どうですか。

○環境対策課長 亀井委員の言われた安心の前提で安全と、これはもつともだと思えます。最初につくったのもそういうことで「安全・安心・快適な生活環境の確保」という基本目標にしたんですけれども、行政内部ではある程度セクションに分かれてそこが責任を持って対応するということがございます。例えば防災のほうの担当部門が安全・安心をやって、環境も安全・安心をやるということになると、責任が分散する、連帯責任が無責任ということにもなる恐れもあります。だからある程度どこか担当というのは決めないといけない

と思うんです。そういう意味で、崎田委員言われたすみ分けという考え方も大切だと思います。ただ、今、皆さんの意見をお聞きしますと、安全を抜くのはどうかというようなご意見もありましたので、この辺につきましては、事務局のほうで持ち帰らせていただいて、検討させていただき、次回皆さんにということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長 はい、どうぞその辺よろしくお願ひいたします。

◎基本目標 4 安全・安心・快適な生活環境の確保に関する施策について

○会長 では、次に移りまして、次第の3の基本目標4に関する施策について移ります。

4-1、きれいなまちづくりの推進、4-2、公害対策推進について、担当課からのご説明をお願ひいたします。

○まち美化係長 おはようございます。ごみ減量リサイクル課まち美化係田辺と申します。どうぞよろしくお願ひします。

本日、こちらの中でご説明させていただきます内容でございますが、ただいまのA3のほうの資料でございます基本目標の体系図でございますが、そちらの中の4番の中の4-1、こちらの「きれいなまちづくりの推進」、こちらのほうになります。今、私どもの係のほうでこちらに書かれております内容のほうを行っておりますが、今回、特にポイ捨て防止、それから受動喫煙の防止や路上喫煙禁止の普及啓発、こちらのほうに絞った内容のほうでご説明をさせていただきます。

もともと、こちらのほうでございますけれども、新宿区という場所柄もございまして、非常にいろいろな人たちが集まってくる、来街者という言葉を使っておりますが、来街者が多いという特徴と、それから、どうしても結節点、ハブ的な形のものがありますので、いろいろな方が集まってくるところを踏まえますと、新宿は汚いというイメージ、これは従前から多くの方がお持ちになっていたところがございます。そういったところを踏まえまして、区民の皆様の方のまち美化への機運が高まりを受けまして、平成8年12月に条例のほうが成立しまして、平成9年から施行しましたのが、小さくなっておりまして申しわけないんですが、新宿区空き缶・吸い殻等の散乱防止に関する条例、こちらのほうで、平成9年4月から施行されているところでございます。

また、あわせまして、その段階で、美化推進重点地区を定める条例、こちらのほうも施行しております。こちらのほうなんです、具体的には、新宿駅の東口、それから新宿駅西口、それから高田馬場、こちら3カ所になるんですが、こちらの空き缶等の散乱が著しく

汚いよというところが当時ありましたので、改善に向けまして、積極的に環境美化に取り組んでいると認められる、地域の皆様の熱意もあるという形のほうで、そういったところの状況を踏まえた上で、その3カ所のほうには指定させていただきまして、こちらにつきまして、現在にも行ったところでございます。

こちらの美化につきましてですけれども、その後、例えば区民の皆様の意見、当時はまだ今のシステムございませんでしたので投書という形で行っていただきましたが、平成10年の投書の記録等を確認してみますと、やはりこちらの中で一番多かった苦情的なご意見としましては、たばこ、それからポイ捨て、こういった形につきましてのご意見が一番多かったというデータが残っておりました。そういったところを含めまして、こちらの対案方策をどうやっていこうかということで、平成17年、こちらのほうで一部条例のほうを改正いたしまして、こちらのまちづくりを促進していくという形になった次第でございます。

こちら、改正されました条例につきましては、後ほど路上喫煙に対するところでもまた再度申し上げる形になりますので、こちらのほうでは簡略化で説明させていただきます。

平成17年の改正のほうでは、路上喫煙対策というのを盛り込まれたのは大きなトピックではあったんですが、それ以外としまして、啓発活動をそれを強化していこうよということも、平成17年の改正のほうではうたわれたところでございます。

それでは、具体的な私どもが行っております内容のほうをご説明させていただきます。

まず、全区的な行事としまして、春のごみゼロデー、こういったものを平成13年から行っているところでございます。もともとこちらのほう、起源のほうは、昭和51年の豊橋市のほうから始まったというのがごみゼロというところの起源ということでございますが、今、もう全国的にこういった形のまち美化の推進の日ということで、語呂合わせ的などころではありますけれども、本当に定着しているほうでございます。私どものほうでも、こちら5月30日、5月を中心という形のほうでごみゼロデーのほうを推進しておりまして、これは新宿の全区域内、区内一斉のほうで美化で清掃のほうを行っているところでございます。参考数字で申し上げますと、本年度、平成28年度につきましては、141団体、4,290名の皆様のほうにご参加いただきまして、こちらの活動のほうを推進できたというところでございます。

それから、今度は秋のほうでございまして、秋の地域ごみゼロ運動、こちらのほう、少しおくれまして、平成14年から実施しているところでございます。これも、内容としましては、区内全域のほうで行ったというものでございまして、特別出張所、私ども10カ所ござ

いますので、そちら単位という形のほうで、区内全域のほうで、清掃活動を行っているところでございます。もうすぐ、こちらの集計結果がまだ取りまとめられたばかりなのでございまして、まだ具体的な数値のほうでまだ発表できないところで申しわけないですが、およそ3,200名強の皆様の方が秋のごみゼロ運動につきましてもご参加いただいたところでございます。詳細につきましては、もうしばらくしましたら計算が終わりましたらホームページのほうで公表してまいりますので、いましばらくお待ちいただければと思います。

それ以外としまして、(3)のほうになります。ポイ捨て防止・路上喫煙禁止キャンペーン。

先ほど申し上げました環境美化の推進の重点地区、こちら3カ所のほうで実施しております。先ほど申し上げました、23回分予定しているところでございます。こちらのほうも、非常に皆様熱心にご参加していただいております。特に高田馬場の地区の皆様とか、実際にこちらの条例自体は平成9年からになっておりますが、もう昭和の時代のころからもうこういった形のほうで集まって、清掃されていたという実績がございますので、そういった皆様の熱意、そちらのほうも後押しを受けながら、こういったキャンペーンのほうも実施しているところでございます。

それから、4番目としまして、新宿区年末クリーン大作戦、こちらのほうを、ちょうど冬の寒い時期でございますが、今年度につきましては、12月22日に実施しております。ことしの数字で申し上げますと2,358名の方にご参加いただきまして、こちら新宿をきれいにしようという形のほうでご賛同をいただいております。特に今年度に関しましては、企業の皆様の方が、本当に各新宿ですといろいろな支店さんがあるところで大企業の方いらっしゃいますので、そういった支店の方が一体となって集まっていただきまして、清掃のほうに参加していただいたというところがございます。おかげさまで、こちらの年末クリーン大作戦のほうにつきましては、着実に参加人数がふえております。私どもとしまして、こういったクリーン活動につきまして、冬場ということで、年末年始、特に年末につきましては、買い物ということで、新宿のほうにも多くの方がいらっしゃる場所がございますので、そういった方々のほうに、きれいな形のほうで、気持ちよく買い物をしていただけて、ああ新宿はいいまちだという形の印象できるような形に推進していきたいというふうに考えておりますので、これからも力を入れていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、5番目のほうでございますが、歌舞伎町クリーン作戦、こちら、平成16年

から行っているものではありませんけれども、先ほどもお話ありましたけれども、歌舞伎町が非常に汚いというイメージのほうを一新しようということで、歌舞伎町ルネッサンス、こちらの一環としまして、環境美化を推進しているものでございます。区のほうも、歌舞伎町にあります一事業者でございますので、こういった活動につきまして地元の団体の皆様、それからボランティアの方も含めまして、こちら毎週水曜日、昨日も行っているところでございますが、こちら毎週毎週開催しているところでございます。こういった活動を見ながら、まちづくりの推進、ポイ捨て防止のほうを周知啓発も含めまして行っているところでございます。

続きまして、路上喫煙の対策のほう、こちらのほうをお話をさせていただきます。

先ほどもお話ありました平成9年の条例化のほうで、条例のほうを制定しましたけれども、実は、それ以降、平成10年のデータのほうを先ほど紹介いたしましたけれども、まだやはり汚いよというご意見のほうをいただいておりまして、その中で、ポイ捨てごみの中で、とくに多いのが何かというところを調べたところ、たばこの吸い殻、これが一番多かったという結果がございました。そういったところを踏まえまして、たばこのほうを、これはどうなのかというところの議論がわき上がったところがありまして、ちょうどその折に、これは千葉県船橋市で起きたということなんですが、お子さんの目のところを、ちょうど大人の方がたばこを喫煙されますと子どもの目の高さのところのほうにちょうどたばこの手のほうが、手をぶらっと下げた場合ですと位置づけになると思うんですが、たばこの火がお子さんの目に当たってしまって、やけどをされてしまったという事件がございました。そういった事件があったことや、それから健康増進法、これが平成15年に施行されたことでもございまして、たばこについて議論が必要じゃないかということで、私どものほうで「歩きたばこをなくそう！新宿フォーラム」というものを、これも平成16年の段階で開催をいたしました。こちらのほうでございませけれども、合計6回開催をいたしまして、たばこを吸う方の立場、それから吸わない方の立場、こちらの中には、学識の先生もいらっしやいましたし、それ以外に一般の区民の方も含めまして、さまざまな方からご意見のほうをいただいたところがございます。そうしたところに、委員の先生のご意見とか、それから条例の改正に向けまして、パブリックコメント等のほうを、こういったことを実施いたしましたして、平成17年、この8月でございましたが、区内全域、これは区内全域のほうで、道路上につきましての路上喫煙の禁止を盛り込んだ条例改正のほうを実施したところがございます。今現在、こちらのほうの条例のほうで、私どものほう、路上喫煙の対策のほう

を行っております。こちらのほうが、そちらの経緯でございます。

続きまして、次の、こちらの推進につきましてのお話でございますが、具体的な内容としてですが、直接的な指導ということでありまして、路上喫煙の禁止のパトロール、こういったものを行っております。こちらの民間事業者のほうに委託のほうで行っているんですが、基本は、2名一組で、時間としまして朝は7時45分から時間は始まっておりまして、夜につきましては、夜の8時、20時までに行っている形になりまして、どうしても昼間の方のほうが、こういったご意見の方のところではございますので、早番7班、それから遅番4班の体制のほうで、区内を循環したところでございます。

基本、やはりこういった路上喫煙のお話のほうで、何かしら事故とかにつながりやすいのがあり、人が集まってくる駅周辺というところがございまして、駅周辺を中心にしまして巡回のほうを行っております。また、それ以外にも、このところ、実は駅周辺のほうよりもむしろ生活道路のほうで路上喫煙が多いのではないかというご意見もいただいておりますので、並行しまして、生活道路、いわゆる皆様がお住まいの住宅地域のほうにつきましても、巡回のほうも並行して行っているところではございます。

先ほど一部出ておりましたけれども、歌舞伎町周辺につきましては、こちら本年度から行っておりますが、安全安心のパトロール、いわゆる客引きの防止のほうも、そうしたパトロールのほうとも連携をしながら、歌舞伎町のほうにつきましてはこちらの路上喫煙禁止のほうも周知啓発のほうを行っているところでございます。

本年度から、区内の一部の公園のほうも巡回という形のほうで喫煙のパトロールのほうを行っているところでございますので、結構パトロールのほう、これは直接指導という形のほうで非常に効果が上がっている私どもの対策の一つではないかというふうに考えているところでございます。

それから、次、2番目としまして、これは路上喫煙禁止キャンペーン、先ほどポイ捨てのキャンペーンのとあわせて実施しているものでございますが、写真のほうになりますけれども、皆様に路上喫煙新宿区内は禁止であるという形の周知を、特に駅の周辺等、人の通りが多いところで、こういった形を周知の啓発のために桃太郎行進と言っている失礼な形になってしまいますけれども、こういったようなのぼり旗を掲げながら、皆様に周知を図っているところが現在のキャンペーンの内容でございます。

こういったものにつきましては、地域の皆様のご協力もいただかなければなかなか全体としては対策が通じないところもございまして、路上喫煙の禁止相談員制度というのがご

ざいます。こちらのほうでございしますが、町会など地域の団体の皆様のほうとの連携によりまして啓発活動を行っているものでございまして、こちらの写真のほうは中井の駅のところではあるんですけども、こちらの地域のほうで路上喫煙禁止のほうの周知のために、具体的に言いますと、啓発用のティッシュなどを配布しながら、皆様のほうに、こちらの新宿区内の場合は全面的に路上喫煙禁止であるということのほうの啓発活動をご協力いただきながらやっているところではございます。

それから、4番目としまして、啓発のほうでございしますが、私どもで、ポスター、今現在、まだ作成はできていないので申しわけないんですが、ただいまの段階で、英語版のポスター、それから日本語、それからハングルが終わりまして、間もなく中国語のポスターのほうも挙がってくるところでございします。こういった啓発活動とか、それからステッカーでございします。こちらのほうも特に路上喫煙が多いというところに、こちらの区民の皆様を含めまして配布しているところではございます。

それから、どうしても、それだけでは、例えばガードレール等でなかなかそちらの趣旨が難しいとかというところ事情があったところにつきましては、路面のシート、こういったものを路上喫煙は禁止であるという形の周知を、こんなような形のほうで、対応しているところではございます。それ以外としまして、区内に標識、路上喫煙禁止の旨の標識とか、それから防護柵という形のほうで入れさせてもらっておりますが、こちらは、ガードレールのほうに新宿区内全域路上喫煙禁止という形の表記をしたようなものを設置いたしまして、皆様のほうにご周知のほうをしているところではございます。

それ以外の対応といたしましてでございますが、私どものほうで、路上喫煙を禁止という形のほうでしているところではございますが、どうしても新宿はいろいろな皆様が集まってくるところが特徴としてありますので、一律に禁煙という形でたばこを禁止してしまいますと、当然たばこを吸われる方がいらっしゃいますので、こういった方々につきましても、もし禁止するんであれば、たばこを吸うという権利というものも、これも法的にも認められているところではございます。いろいろ議論はあるところではございますけれども、こういったところもありますので、私どもとしましては、禁煙ではなく分煙、たばこを吸う人も吸わない人も心地よい環境、こちらのほうをつくっていきたいというふうを考えているところではございますので、そのための対応といたしまして、私ども区内8カ所で、喫煙所、こちらの管理のほうも行っているところではございます。

今、写真にも入れさせてもらっておりますのが、昨年12月にオープンしたばかりなんで

すが、新宿駅の東南の地、ちょうど東南口のほうにありますと、ちょうど見上げますと国道20号線の陸橋の高架があるんですが、そちらの高架の下のほうに、このような形の喫煙所のほうをオープンしております、非常にこちらのほうも盛況にご利用をいただいているところではございます。

こういった喫煙所につきましても、実際に、こちらの喫煙所のできた段階では、単純に灰皿をぽっと置いただけのものでございましたが、今これは室内環境的な形になっておりますけれども、煙は、少なくとも外周にもれないような形の対策をとるような形のほうの改善をこれからも行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

あとは、最後になります、私どもは、こういった対策を行っておきながらも、施策をやりっぱなしというわけにはいかないといった、こういったことについて、どのような効果が上がっているのかという効果測定といたしまして、喫煙率調査というのをしております。こちら平成17年の段階から行っているところでありましたが、こちら、今現在では、区内70カ所の地点におきまして、年4回調査のほうを実施しているところでございます。

こちらのほうの推移でございますが、今一例としてこれをお出ししたところでありましたが、17年8月に条例のほうは改正されたところでございますが、その前の6月にこの調査を行ったところ、路上喫煙率は4.1%という形でございますが、昨年9月の調査で区切りしましたところ、今の分け方のほう駅周辺と、それから生活道路という形のほうで分けたところであるんですが、そちらのほう、駅周辺につきましては0.07%、それから生活道路につきましても0.40%という形のほうで、条例の施行前のほうに比べますと非常に低い数値のほうの形になっておりますので、私どものほうとしましても、効果が上がっていたんではないかというように考えているところではございます。

私どもで、今やっております対策の説明をさせていただきましたが、やはりこういったまち美化に関しましての対策については、私どもだけではなかなか難しいところでございます。どうしても区民の皆様、それから団体等も含めまして、地域の皆様のご協力が必要不可欠な内容だと考えておりますので、こちらにきれいなまちづくりにつきましては、引き続きまして皆様のほうのご協力のほうを賜れば幸いというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、説明のほうは以上でございます。

○会長 どうも。

路上喫煙のことは、最初、いわゆる新宿区というのは進めたんだけど、いろいろな意

味で、今何か後発になっちゃったですね。いわゆる取り締まりだとか、千代田区だとか、それから杉並もやっているかな、だから緩くなっちゃってインパクトがなくなっちゃったようなところがありますよね。

それで、じゃ、材料として、次は、ございますのが、きれいなまちづくりの推進、ごみ減量リサイクル化、それから公害対策の推進、環境対策課、要領よくお願いいたします。

○公害対策係長 環境対策課公害対策係の浅川と申します。よろしくをお願いいたします。

基本目標4のうち、公害対策の推進についてのご説明になります。環境対策課の公害対策に関する事務事業の説明です。

公害対策ですが、従来は、産業型公害が主だったんですけども、それが都市生活型公害に対する対策に移行してきております。

公害の歴史ですけれども、昭和30年代から40年代においては、企業の生産活動に伴う産業型公害が発生しました。四大公害病と言われているようなものです。

生活環境の保全を目的としまして、昭和42年に公害対策基本法が制定されました。

44年には、それに次いで東京都のほうで公害防止条例が制定されました。

昭和45年には、新宿区におきまして、牛込柳町鉛公害というのが発生しまして、自動車の燃料である有鉛ガソリンが原因だということで、マスコミに大々的に取り上げられました。この事件をきっかけに、ガソリンの無鉛化対策が進むことになりました。

同じ昭和45年11月には、公害国会と言われる臨時国会がありまして、公害問題に関する集中的な討議が行われまして、公害関係の14法案が可決成立しました。

昭和50年代後半からは、都市生活型公害が顕在化してきております。それにあわせて、平成13年には、東京都の環境確保条例が施行されました。これは、昭和44年に制定された公害防止条例を全面改正したものでございます。

平成14年には、土壤汚染対策法が制定されております。

工場・指定作業場等の現状です。

工場は、少しずつなんですけれども、件数的には減少しております。平成27年度は1,004件、それから指定作業所については1,006件という件数になっております。

工場指定作業場に関しての苦情ですけれども、減少傾向にあります。騒音苦情に関する苦情が平成27年は工場については4件ございました。

苦情の受付件数の推移を見ますと、建設作業に伴う苦情が大体約6割を占めております。平成27年には、建設作業に伴う苦情が66%を占めておりました。

この写真にありますような削岩機などのような大きな騒音とか振動を発生させる作業を行う場合には、法律で届け出が義務づけられておりまして、それらの基準を超過している場合は指導を行っております。

アスベストの飛散防止ということです。

アスベストは、耐熱性とか絶縁性にすぐれているために、建築材料などに使われてきました。吹き付けアスベストは、昭和40年ごろから耐火建築材として使われ始めまして、昭和47年、48年ごろに最も大量に使われました。アスベストの粉じんを吸入することによりまして健康障害が発生させる恐れがあるということで、昭和50年に吹き付けアスベストが禁止されました。現在、これらのアスベストが使用された建築物が、大体50年ぐらいたってありますので建てかえの時期を迎えつつありまして、アスベストの飛散防止対策の徹底が課題となっております。

私どものほうでは、大気汚染防止法ですとか、環境確保条例に基づきまして、解体工事などにおいてアスベストが飛散しないように業者を指導しております。具体的には、職員が解体工事が始まる前に、アスベストが外に飛散しないようにちゃんと囲われているかどうか、養生検査と言っておりますけれども、シート等でちゃんと囲われているかどうかを検査したり、あるいは解体工事現場へ抜き打ち検査に行ったりですとか、建築指導課と連携してパトロールなどを行っております。

続きまして、繁華街の拡声器騒音対策です。

歌舞伎町とか新宿駅東口、西口にあります遊技場とか店舗などのスピーカー、こちらの音量をはかりまして、基準を超えている場合には、その店舗等に注意を促しております。平成27年におきましては34回パトロールを行っております。夕方とか夜間に区の職員が実際に行ってはかっているということです。

隣家のエアコン騒音と書いてありますが、今までお話しした工場とか、建設作業に伴う音の騒音に対する苦情だけでなく、隣の家エアコンがうるさいとかっていうことでご相談があることがあります。こういったものについても、条例では規制基準を守るという定めがありますので、ご相談には応じますけれども、区が間に入ったためにかえって話がこじれるということもありますので、その辺はケース・バイ・ケースで対応しております。

集合住宅については、管理組合とか、管理者のほうでお話してくださいというようなご案内をすることもありまして、騒音計の貸し出しというようなこともうちの係で行っております。

飲食店からの悪臭です。

悪臭は、なかなか防止することが難しいです。最近では、焼き肉店とかラーメン店などの飲食店からのにおいに対する苦情が多く発生しております。

対策は、設備を変えたりとかということで、費用がかかりますので、解決に時間がかかることが多いです。清掃やメンテナンスを行うように指導することもございます。

工事騒音は、工事が終われば騒音の発生はなくなるわけですが、悪臭については、その店がそこにあって、営業を続けている限り続くわけなので、そういう意味では厄介な公害と言えます。

次に、ビルビット臭気です。

道路上で卵の腐ったような匂いがすることがあると思うんですけども、これは、ビルビットと言いまして、ビル内で発生した排水を一時的にためる排水槽をビルビットと言うんですけども、これらの維持管理が適切でないために、たまった排水が腐って、硫化水素が生成されまして、下水道管に排出されるときに気体化してマンホールの隙間から悪臭を放出するというので、これについては、東京都の下水道局と連携して、ビルの所有者に対して改善を求めるよう指導をしております。

これについても、やはり建物の構造上対応が難しいとか、費用がかかるということで、なかなか改善が進まない場合もありますが、毎年、指導をしております。

○野村副会長 すみません。プレゼンをもう少しまいりていただけますか、発表を。ディスカッションの時間がとれません。

○公害対策係長 はい。

あと放射能対策ですけども、区有施設について定期的に測定を行っております。国基準を大幅に下回る測定結果で推移しております。

それから、野生鳥獣による被害対策ですけども、カラスの対策として、カラスの繁殖期にカラスの巣の撤去などを行っております。

鳥獣関係で、同じようにハクビシン対策として、ハクビシンが屋根裏などにすみついたときに委託業者に委託をして捕獲しているという事業うちの係で行っております。

それから、環境測定ですけども、環境測定局を区の施設では3カ所に設置をして、調査を行っております。

以上でご説明を終わります。ありがとうございました。

◎基本目標5 多様な主体の環境活動と環境学習の推進に関する施策について

○会長 どうぞ。

○環境対策課長 引き続き、基本目標の5番、多様な主体の環境活動と環境学習の推進をご説明させていただきます。

こちら基本目標の1から4のまとめということにもなります。その普及啓発ということにもなりますので、このような内容で行きたいと思います。

写真を見ていただきたいと思います。環境学習でどういうことを取り組んでいるかということで、これは、多分中央公園だと思んですが、セミの丘観察会ということなんです。

それから、環境学習ということで、環境日記、環境絵画、これは新宿区内の小学生を対象にやっております、みどりの小道、環境日記コンテスト、あるいは新宿区環境絵画展というものをやって、子どもの学習の普及ということでやっております。

それから、子ども環境シンポジウムというのは、環境日記、環境絵画、これで優秀な成績をおさめたお子さんたちに区長から表彰状を与えますが、あとその左上のところは、これは本当に優秀な子から内容を発表してみんなで共有しようという試みでございます。

それから、環境学習につきましては、出前講座というのをやっております、まちな先生、ボランティアの方、あるいはグループの方、企業の方、それぞれが区内の小学校に出向きまして、年会100回近くやっております。それぞれの専門内容で子どもに環境学習を教えていると、学校の先生と協力しながら行っているということです。

それから、環境学習発表会、こちらは、教育委員会が主催してやっておりますが、今区内を5つの地域に分けて行っております、これも子どもたちが環境に取り組んだことを発表する機会ということでございます。

それから、エコリーダー養成講座、こちらは、地域の環境活動のリーダーとなる人材を養成しようということで始めた講座でして、10回ぐらいの講座を受けまして、最後は区長に対して環境のことを提案するというところでございます。

それから、清掃事務所でも環境学習というのをやっております、希望する学校、町会、地域団体等に保育園とかも多いですが、リサイクルの必要性などを出前講座ということでごみの分別体験とかいうことをやっております。左側は、ごみの収集するパッカー車というんですが、カッティングカーということで、中が見えるような工夫がされております。

それから、これらの環境学習をやるところということで環境学習情報センター、中央公園にございますが、そちらで行っております。

それから、新宿リサイクル活動センター、こちら高田馬場にございますが、こちらでは、主にリサイクル、ごみを減らすとかということの講座、あるいはフリーマーケットなども行って取り組んでいるということでございます。

それから、環境学習のガイドということで冊子ですが、新宿区環境学習ガイドというものを発行しております。また、環境保全のしおりということで、最終的に環境学習を支援しているということでございます。

それから、今度は、環境活動ということでございますが、今写真の左下にありますが、新宿のWEバスです。パーク&バスガイドシステムということで、新宿区内公共交通機関を使いましょうという試みでございます。

それから、環境活動で森林保全ということで、新宿区の森3つございますが、それぞれに自然体験ツアーということで、こちらは伊那の写真ですが、木の伐採とかを体験してもらっています。

新宿の森・沼田、こちらでは木を区民の方に植えてもらいましたので、こちらの沼田では、木の下草刈りをしたり、あと沼田の方々との交流ということでやっております。

それから、こちらは東京都のあきる野になりますけれども、そこにも木を植えましたので、これも下草刈り、あるいは野山を歩いてみようということでやっております。こちら、あきる野、少し傾斜が急なので、なかなか鎌を使うのも厳しいというところもございます。

それから、皆さん御存じと思いますが、新宿の打ち水大作戦、区内全域で取り組んでいたいております。

それから、ごみゼロデー、年末クリーン大作戦、ごみゼロ5月30日で、年末のクリーン大作戦、それから毎週水曜日は歌舞伎町クリーン作戦ということで職員と、あとまたまちの方々一緒になって環境美化に取り組んでいるということです。

それから、こちら、みどりのカーテンプロジェクト、ゴーヤなどのつる植物、こういうみどりのカーテンということで取り組んでいただいております。これプロジェクトと銘打っておりますのは、みどりのカーテン、育て方の講座をやりまして、それから左側みどりのカーテンが繁茂しているところを探検して歩いてみよう、それから右下になりますと、みどりのカーテンで果実、ゴーヤとかができましたら、それを料理教室にして楽しんでみよう、また、みどりのカーテンをつくった後の土、これをまたある程度また栄養を与えて、翌年の種まきから始めようということで1年間回転しているということでございます。

それから、こちらの普及啓発ということで、新宿区エコレンジャーという5人組のグループにいろいろなイベントに出てくださいまして、こちら特にごみのポイ捨てとか、ごみを減らそうとか、そういうようなことで活動していただいております。

それから、これ新宿区エコワン・グランプリ、こちら、事業者、それからグループ、あるいは個人、ファミリーということで、エコに取り組んだ方々を応募していただいた方、あるいは自薦他薦ですけれども、よい成績をおさめた方を表彰して区内に広めていこうという試みでございます。

こちらが、エコワン・グランプリで環境にやさしい事業者大賞、事業者部門ですけれども、昨年とったものですが、これは追分だんご、夏場に氷柱を用いた涼の演出をやったり、あるいは食品ロスとかに取り組んでいるということで、昨年の事業者部門の大賞を受賞しております。

それから、新宿リサイクル活動センター、こちらでは、3R、リデュース、リユース、リサイクルの推進機関としてさまざまな取り組みを行っている。この写真は、リサイクル活動センター1階でございますもいちど倶楽部というところで、不用になったものを展示販売し、売上金を出品した方の収入になるということでこういう物々交換じゃないですね、お金を払って買うわけですから、そういう取り組みをしております。

西早稲田リサイクル活動センター、こちらのほうはリユース家具を展示販売しております。

それで、ネットワークということですが、これ真ん中に環境学習情報センターとリサイクル活動センター、拠点としてありますが、区民、事業者、学校、行政ということでネットワークを組んでいこうということでございます。活動拠点として、環境学習情報センターと新宿リサイクル活動センターです。

それから、こちらの新宿エコ隊というものでございまして、区民の方に、特にCO₂の削減に取り組んでもらおうということで、エコ隊登録していただきます。そして、右側のほうがCO₂の削減のチェック表ですが、それぞれ取り組んでいただいたチェック表をチェックして、これを提出していただくということでございます。

それから、こちらまちの先生見本市、先ほど環境出前事業がございましたが、その出前事業の先生方、企業やグループ、ボランティアの方々が集まっております、こういうことを環境の内容を教えますよということで開いております。これ、ことし1月28日、落合第三小学校というところで行いますので、ぜひ皆さんも見に来ていただければと思います。

それから、エコライフ推進員というものがあまして、地域の環境保全活動の中心となる

エコライフ推進員という方々がいらっしゃいまして、区長が委嘱しています。この方々2年間活動しますと区長へ活動報告会というものを実施しております。

それから、エコ事業者連絡会、これは区内の事業者の方々が集まりまして、環境保全活動に取り組み、その情報交換をして、さらに高めていこうということで活動しております。

これからの課題ということで、環境への関心というものなんです、こちらは27年度の区民意識調査なんです、区政の要望ということなんです、環境のものがどこにあるかというところ6番目ぐらいに環境美化というのが出てきますが、うんと下のほうにやっのごみ減量リサイクル、地球温暖化、大気汚染対策、騒音対策というのが出てきて、区民の関心は環境には低いのかなということがございます。

それから、環境関係の予算でございしますが、これ28年度の区の歳出予算の内訳ですけれども、環境部門は左側のオレンジと青の間に挟まったところなんです、区の予算の5%弱ということで活動しております。その主なものだけでも清掃の事業というふうに使われておりまして、本当に環境のというのはなかなか少ない予算で動いています。

ということで、持続可能な環境都市新宿を実現するための課題ということで、ざっと挙げてみましたけれども、やはり区民の方の関心が低い、環境の裾野が広がらないという課題がございします。また、子どもは環境問題に取り組んでいただいているんですが、中学生、高校生、大学生と上がるにつれてなかなか尻つぼみになっていると。

それから、環境対策というのは、長期間の取り組みが必要です。温暖化についても50年、あるいは今世紀末というような視点がございします。また、環境配慮活動の成果が見えにくいというのは、例えばご自宅でスイッチを切ったりなどしても、それがどう環境に反映しているのかなというのがわかりにくいということがございまして、なかなか環境配慮行動に取り組めない、あるいは持続できないというような状態がございします。

ということで、こちらのほうのご説明は終わらせていただきます。

◎意見交換

○会長 どうもありがとうございました。

何かご質問、特にございましたら一括して。

はいどうぞ。

○亀井委員 美化の説明のときに、今対象になっている地域は新宿と高田馬場というお話がありました。ところで、先日、環境対策課のほうから、意見及び対応ということで意見を求

められた中で、原田委員が、大久保が汚いという文面があるんです。それで大久保はその対象に入っていないんですよ。それで大久保というのは、多文化共生のまちなんです。それで日本の多文化共生の対応、体制、その辺が不十分じゃないのかなと思います。したがって、それがこういうようなところに出てきているんだろうと思うんです。それについてはどう考えられているのか、あるいはこれはもっと大きな総務省だとか、政府だとか、そっちのほうの問題だと思うんですが、そっちとの絡みの問題だと思うんですが、その辺がどうなっているのか返事してほしいと思います。

○会長 はいどうぞ。

○ごみ減量リサイクル課長 ごみ減量リサイクル課長です。

大久保地区へつきましても、地域で大久保の清掃活動をやっております。私どもの課のほうでも一緒になって参加しているんで、条例上の美化重点地区ということで指定されていないんですが、地域の方非常に熱心に清掃活動をやっております。清掃活動というのは、どうしても粘り強い繰り返しということは大事だと思うんです。そういうことで大久保の方も毎月のようにきちんとそういうことで清掃活動をやって地域の皆さんにきれいなまちづくりということを訴えております。私どもも、できる限り一緒に協力してやったり、また啓発活動としましては、大久保のほうも、商店街等々に私どもの路上喫煙禁止、ポイ捨て禁止などの啓発するフラッグ設置したり、そういうことで、地域と協力して私どももやっております。

多文化共生については、そういう視点では、私どもとしても、例えば啓発などに外国語表記などということで、多文化共生も意識した啓発もやっているところで、特に多文化共生については、来日していただける外国の方も非常に多くなっていますので、私どもも力を入れてやっていきたいと考えております。

以上です。

○会長 どうぞ。

○原田委員 原田ですけれども、私も、大久保地区に住んでいるんです。それで、さっきつつじの里って言われているんですけれども、昔から、鉄砲隊100人組が住んでいた由緒あるところなので、鉄砲隊がつつじを江戸時代からとても美しく咲かせたところで、つつじの里と言われているんですけれども、今、私の近くのつつじも枯れてしまっているんです、街路樹が。それで何度も植えかえているんですけれども、ことしも夏も枯れてしまって、それをまた植えかえるのかなと思っているんですけれども、全然そういうつつじの里として

新宿が、文面には書いているんですけども、全然対処してないような感じを得られるんです。

それで、大久保通りなんですけれども、これも鉄砲隊100人組が住んでいたまちがそうやってもう韓国とか中国とか、アジア系のお店がふえて、全然さまがわりしております。それで悪臭もあります。それから道路もごみがいっぱい散らかっております。

それで、私も、百人町に33年住んでいるんです。それで自分の人生もう今ちょうどあと折り返し地点だと思っているんです。だから、この百人町でまたあと33年頑張っ生きていきたいと、ことし新たにまた決心したんです。

それで、百人町が33年のうちにもう本当に汚くなってしまって、私は、マンションなんですけれども、自分のことをちょっと言わせていただきますけれども、去年、外国人の方に3回被害に遭いました。

1つは、ポイ捨ての問題なんですけれども、私も、歩いていた前に外人の男の方が歩いていまして、人ごみですのでポンと後ろについている火のたばこを捨てちゃったのが自分のダウンの裾に当たってしまって、そこがちょっとこげてしまった、それが1件なんです。

もう一つは、私の主人なんですけれども、夜遅くマンションに帰ってくるときに、外国人の暴漢に遭いました。それで私のマンションは、新宿の保護林がたくさんあるマンションで、周りがずっと敷地が広いものですから緑が多いんです。それで大きな保護林もあるので、環境はすごくいいですけども、やっぱりそこが暗いんです、大きな木がずっと並んでいるものですから。それで雨の降る日に、後ろから暴漢に遭って、かばんを取られてしまって大変な目に遭いました。それで、うちのちょうどマンションの男性の方が後ろからちょうど帰ってきていて、こらって言って、追っかけて行ったんですが、二人組で、結局犯人はわからなかったんですけども、鍵から、全部かえなきゃいけなかったし、さっき安全を取ると言ったんですけども、やはりそういうのは環境と安全というのは密着していると思うんです。

もう一つは、私自身なんですけれども、それが高田馬場で起こったことなんですけれども、去年の秋に、高田馬場のやぶさめを見に行っていました。そのときに、外国人の方もそういう日本のお祭りとか、そういう行事には見に来るんですけどもマナーが悪いんです。それで、自分が飼っている犬を連れてきていたと思うんですけども、私は、その犬に左足をかまれてしまったんです。それで最初は痛いと思って自分は見ているので、何が左足があったのかなと思って最初わからなかったんです。だから、そういう場所にだっこして

いけばいいですけども下に犬を置いていて、それで馬がばっと走って行くものですから、犬は興奮しますよね。やぶさめとか、そんなの犬とか、そんなの興味が無いわけですから、それでそんな外国人の方が、観光客か住んでいる方かわからないんですけども、私左足をかまれて、痛いと思ったんですけども、最初、何が起こったのかわからなくて、ジーンズをはいていたんで、薄手のジーンズだったんですけども上からかまれて、それもその人に文句を言わないで帰って手当てしたんですけども、とにかく外国人がふえています、大久保とか、そういうかわいは。それで、観光客も多いんですけども、だからいつも外国人の被害と言うんですか、摩擦と言うんですか、だから、私これからまた33年そこで頑張っ生きていこうと思うんですけども……

○野村副会長 原田委員、まとめていただけますか。論点が何か見えなくなっております。

○原田委員 だから、その安全というのもやはり環境と密着しているので、やっぱりそれを取り除かないで考えていただきたいと思います。それで、やはりそういう緑が多いところは街灯をつけて安全を守ってほしい。木は大事なので木があることはいいんですが、そういうことが起こっているのだから私は、大久保地区なんか、うちのほうは住宅地で、公園もよくなって緑が多いんですが、ちょっと歩いてきたらもう大久保通りのそういうお店がずっとあるところなので、2つあるということを区にわかってほしいんです。住宅地もある、緑もある、公園もある、だけれどもちょっと行くにはそういう大久保通りの外国のお店があるということで、そういう場所なんです。だから、住んでいる人じゃないとわからないと思うので、新宿区の職員さんもよそから来ている人が多いと思うのでわかってないと思うのです。だから、地元の人意見をちゃんと聞いてお仕事をやってもらいたいと思います。絶対、わかってないと思うんです、区役所の人が地域のことを。

○野村副会長 それは状況をご説明されていると思うんですが。

○原田委員 そうです。

○野村副会長 一市民としての、委員ですので、区に全体に対してどういったご提案をなさっているのか、最終的に締めていただけますでしょうか。

○原田委員 だから、そういうことがあって……

○野村副会長 時間もありません。

○原田委員 はい。地域ごと分かれていて、地域でどうするどうするとさっき書いてありましたけれども、何か大久保地区というのがわかってないような気がしたので、もう一度。

それと、さっきの安全を環境審議会は入れないと言ったんですけども、それはもう一度

安全と安心を入れてほしい、環境も入れてほしいなど。防犯だけの問題じゃないということ、それを言いたいです。そういうことです。

○会長 はいどうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。

区の方の最初のご発表を伺って、施策としてはそれなりにもう10年以上の流れで、まち美化とかやっていたいただいているけれども、一つ一つ見ると、まだまだ課題はあるっていう、そういうことをすごくしっかりと今伺いながら感じたんですが、そういう意味で、私は、一つ提案なんです、きれいなまちづくりをするというのを2020年に向けた新宿区の大きなキャンペーンと、例えばして、きれいなまちづくりでおもてなしというような形にして、先ほどからお話に出たような歩きたばことか、ポイ捨て禁止のところを大学とか企業とか、そういうところと連携するとか、広域的な自転車シェアリングとか、自転車の有効活用とか無謀運転禁止、駐輪禁止、駐輪を少なくするとか、そういう歩きやすいようなまちにしていく話とか、お花とか緑いっぱいのもちづくりをしていくとか、そういうことをいろいろ項目を幾つか総合化しながら、2020年に向けた地域が自分たちの地域どうしたらいいかという提案をして、みんなで地域の方を巻き込んでいく、その中でいろいろな人に地域のありようを伝えていくような、そういうムーブメントを起こしていったらどうかなという感じがいたしました。

それで、今組織委員会で、地域社会がオリンピックに向けて関連するような機運醸成のイベントを認証するような、そういう参画プロジェクトを募集するというのをやり始めていて、こういう行政がかかわれば、正式な認定プログラムとして認定され、私的なマークがそのプロジェクトは使えるとか、そういうような仕組みもできておりますので、そういうところにきちんと、新宿区はきれいなまちづくりでおもてなしということで、国立競技場もありますし、その周辺のまちだということできちんとやっていく、それをレガシーとしながら、2020年の後も、みんなが楽しいまちになっていくというようなことを描いて、環境政策と東京2020とをつなげていくような、そういうような対策とか施策をきちんと打っていくという一つの柱にはいかがかなというふうに思いました。よろしくお願ひします。

○会長 はいどうぞ。

○安田委員 これが最終的な表なんですけれども、もう簡単に言います。こういう政策にはいつも言っているんですがモラル型の政策と規制禁止型の政策と、環境経済政策、3つのタ

イブがあるんですけども、全体的にモラル型の政策になっちゃっているんです。ですから、できたら、その中で規制禁止型の政策をきちんと入れる。それから環境経済政策、経済的手段、経済活動の中で生活活動は出ているわけですから、それが私の専門なんですけれども、費用便益分析で、本当は数量的に効果が測定できると一番いいんですけども、そういう形にしていかないと抽象的なレベルで終わっちゃうということで、その辺をぜひ、これはまたなかなか専門的知識が必要なんで一般の方は非常に難しいと思いますが、特に役所の方、その辺も勉強していただいて、そういう効果がわかるような形の整理をお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 どうも時間超過して、皆さん方ご熱心にディスカッションしていただきましてありがとうございました。

◎事務局からの連絡事項等

○会長 じゃ、各委員からの意見交換というのは、今日は省略していただくことにしますけれども。事務局のほうにお渡しして、何か連絡事項とかございましたら最後をお願いいたします。

○環境対策課長 皆様ありがとうございました。

本日いただいた意見、この辺を事務局でまとめまして、2月中旬にこの基本目標の体系案、まとめたものを皆様のお手元に送らせていただきたいと思いますと考えております。体系案全体をご確認いただきまして、意見等ございましたら、同封いたします意見等記入用紙にご回答いただければと考えております。次回の3月の審議会でこの体系案について完成させるという予定でおりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

よろしいですか皆さん方。

事務局の案に従って、今後進めさせていただきます。

ほかにございますか。

○環境対策課長 連絡事項です。

あと2点ございまして、1点目は、次回の開催予定ですが、次回の開催は3月23日木曜日、朝10時から、会場はこちらの会場を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

2点目ですが、本日、各担当課より説明をいたしました。追加のご質問とかございましたら、一両日中に、事務局までお知らせください。事務局が取りまとめて各担当課に確認して後日回答いたします。

事務局からは以上でございます。

○会長 これをもちまして本日の審議会終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。

午前11時55分閉会